

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第56号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(県民の福祉の増進に寄与する寄附金)</p> <p>第16条の2 条例第33条第2号の規則で定める寄附金は、<u>次に掲げる寄附金</u>とする。</p> <p>(1) <u>独立行政法人、日本赤十字社又は社会福祉法人が開設する県内の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）における業務に充てるために当該法人に対して支出された寄附金</u></p> <p>(2) <u>国立大学法人、学校法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する県内の大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学をいう。）又は高等専門学校（同法第1条に規定する高等専門学校をいう。）における業務に充てるために当該法人に対して支出された寄附金</u></p>	<p>(県民の福祉の増進に寄与する寄附金)</p> <p>第16条の2 条例第33条第2号の規則で定める寄附金は、<u>国立大学法人、独立行政法人、日本赤十字社及び社会福祉法人が開設する県内の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院をいう。）における業務に充てるためにそれらの法人に対して支出された寄附金</u>とする。</p>

第4号様式（その1）（納税通知書の裏面）及び第4号様式（その2）（納税通知書の裏面）中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「（租税特別措置法第93条第2項）」を「とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。」に改め、「国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加えた割合です。」を削り、「並びに平成25年12月31日」を「、平成25年12月31日」に改め、「期間にかかる延滞金」の次に「並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金」を加える。

第4号様式（その3）及び第4号様式（その4）を次のように改める。

第4号様式（その3）（第3条関係）

県たばこ税納税通知書				年 月 日
納税者の住所及び氏名又は名称 様			香川県県税事務所長 図	
次のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。				
年 度	徴 収 番 号			
年度				
課 税 標 準 数 量	税 率	税 額	納 期 限	
旧3級品の紙巻きたばこを除く製造たばこ	本 円 1,000本	円	年 月 日	
旧3級品の紙巻きたばこ	本 円 1,000本	円		
合 計		円		

課税の根拠 地方税法第74条の2、第74条の3、香川県税条例第1条

納期限までに納付しなかった場合の措置
納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

不服がある場合
この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。
処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は裁決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。
①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について
納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。
[延滞金の計算方法]
○納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
○じゅん閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
○延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
○算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原則	令和3年1月1日以後の特例 〔延滞金特例基準割合が年7.3% の割合に満たない場合に適用〕
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。
※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。
※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

納付場所

軽油引取税納税通知書				年 月 日
納税者の住所及び氏名又は名称 様			香川県県税事務所長 印	
次のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。				
年 度	徴 収 番 号			
年度				
課税の 対 象				
課 税 標 準 量	税 率	税 額	納 期 限	
	円	円	年 月 日	

課税の根拠 地方税法第144条の2（第144条の22、第144条の25）、香川県税条例第1条

納期限までに納付しなかった場合の措置
 納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

不服がある場合
 この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。
 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は裁決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について
 納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。
 [延滞金の計算方法]
 ○納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
 ○閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
 ○延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
 ○算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原 則	令和3年1月1日以後の特例 (延滞金特例基準割合が年7.3% の割合に満たない場合に適用)
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。
 ※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。
 ※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

納付場所

第4号様式（その5のイ）（納税通知書の裏面）、第4号様式（その5のロ）（納税通知書の裏面）及び第4号様式（その6）（納税通知書の裏面）中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「（租税特別措置法第93条第2項）」を「とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。」に改め、「国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加えた割合です。」を削り、「並びに平成25年12月31日」を「、平成25年12月31日」に改め、「期間にかかる延滞金」の次に「並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金」を加える。

第4号様式（その7）及び第4号様式（その8）を次のように改める。

第4号様式（その7）（第3条関係）

釧 区 税 納 税 通 知 書					年 月 日
納税者の住所及び氏名又は名称 様				香川県県税事務所長 印	
次のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。					
年 度		徴 収 番 号			
年度					
課税の 対 象					
課 税 標 準	税 率	月割	税 額	納 期 限	
	円	12	円	年 月 日	

課税の根拠 地方税法第178条、香川県税条例第1条

納期限までに納付しなかった場合の措置
納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

不服がある場合
この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。
処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は裁決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。
①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について
納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。
[延滞金の計算方法]
○納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
○閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
○延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
○算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原 則	令和3年1月1日以後の特例 (延滞金特例基準割合が年7.3% の割合に満たない場合に適用)
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。
※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。
※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

納付場所

狩 猟 税 納 税 通 知 書

年 月 日

納税者の住所及び氏名 様

香川県県税事務所長 印

次のとおり賦課決定したので納期限までに納付してください。

年 度		徴 収 番 号		
年度				
税 率	納 付 済 額	税 額	納 期 限	
円	円	円	年 月 日	

課税の根拠 地方税法第700条の51、香川県税条例第1条

納期限までに納付しなかった場合の措置

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

不服がある場合

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合には裁決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

[延滞金の計算方法]

○納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。

○閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。

○延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

○算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原則	令和3年1月1日以後の特例 〔延滞金特例基準割合が年7.3%〕 〔の割合に満たない場合に適用〕
納期限の翌日から1月を経過する日 までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合＋年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日 以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合＋年7.3% 上限年14.6%

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

納付場所

第4号様式の2（その1のイ）（納税通知書（変更分）の裏面）中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「（租税特別措置法第93条第2項）」を「とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。」に改め、「国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加えた割合です。」を削り、「並びに平成25年12月31日」を「、平成25年12月31日」に改め、「期間にかかる延滞金」の次に「並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金」を加える。

第4号様式の2（その3）及び第4号様式の2（その4）を次のように改める。

第4号様式の2（その3）（第3条関係）

県たばこ税変更納税通知書				年 月 日
納税者の住所及び氏名又は名称 様			香川県県税事務所長 印	
次のとおり変更したので通知します。				
年 度	徴 収 番 号			
年度				
区 分	課 税 標 準 数 量		税 率	税 額
変更後の額	旧3級品の紙巻きたばこを除く製造たばこ	本	円 1,000本	円
	旧3級品の紙巻きたばこ	本	円 1,000本	円
	計		①	円
変更前の額	旧3級品の紙巻きたばこを除く製造たばこ	本	円 1,000本	円
	旧3級品の紙巻きたばこ	本	円 1,000本	円
	計		②	円
差 額 ①-②			増	円
			減	円
納 期 限		年 月 日		
変更の理由				

課税の根拠 地方税法第74条の2、第74条の3、香川県税条例第1条

納期限までに納付しなかった場合の措置
納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

不服がある場合
この処分不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。
処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は判決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。
①審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき。
②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について
納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。
[延滞金の計算方法]
○納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
○閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
○延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
○算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原則	令和3年1月1日以後の特例 (延滞金特例基準割合が年7.3%の割合に満たない場合に適用)
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。
※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。
※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

納付場所

第4号様式の2（その4）（第3条関係）

軽油引取税変更納税通知書				年 月 日
納税者の住所及び氏名又は名称 様				香川県県税事務所長 印
次のとおり変更したので通知します。				
年 度	徴 収 番 号			
年度				
区 分	課 税 標 準 量	税 率	税 額	納 期 限
変更後の額①		円	円	年 月 日
変更前の額②		円	円	
差 額 ①-②		増 減	円 円	
変更の理由				

課税の根拠 地方税法第144条の2（第144条の22、第144条の25）、香川県税条例第1条

納期限までに納付しなかった場合の措置

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

不服がある場合

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は裁決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

[延滞金の計算方法]

- 納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
- 閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原則	令和3年1月1日以後の特例 延滞金特例基準割合が年7.3% の割合に満たない場合に適用
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

納付場所

第4号様式の2（その5）中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「（租税特別措置法第93条第2項）」を「とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。」に改め、「国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加えた割合です。」を削り、「並びに平成25年12月31日」を「、平成25年12月31日」に改め、「期間にかかる延滞金」の次に「並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金」を加える。

第4号様式の2（その6）及び第4号様式の2（その7）を次のように改める。

鉦区税変更納税通知書

年 月 日

納税者の住所及び氏名又は名称 様

香川県県税事務所長 印

次のとおり変更したので通知します。

年 度	徴 収 番 号				
年度					
区 分	課 税 標 準	税 率	月 割	税 額	納 期 限
変更後の額①		円	/12	円	年 月 日
変更前の額②		円	/12	円	
差 額 ①-②		増		円	
		減		円	
変更の理由					

課税の根拠 地方税法第178条、香川県税条例第1条

納期限までに納付しなかった場合の措置

納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

不服がある場合

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は裁決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

[延滞金の計算方法]

○納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。

○閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。

○延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

○算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原則	令和3年1月1日以後の特例 〔延滞金特例基準割合が年7.3% の割合に満たない場合に適用〕
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

納付場所

狩猟税変更納税通知書					年 月 日
納税者の住所及び氏名 様					香川県県税事務所長 印
次のとおり変更したので通知します。					
年 度		徴 収 番 号			
年度					
区 分	税 率	納付済額	税 額	年 月 日	
変更後の額①	円	円	円		
変更前の額②	円	円	円		
差 額 ①－②		増	円		
		減	円		
変更の理由					

課税の根拠 地方税法第700条の51、香川県税条例第1条

納期限までに納付しなかった場合の措置
 納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

不服がある場合
 この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。
 処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告（被告の代表者は香川県知事）として提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、以下の場合は裁決を経ないでも、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 ①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき。
 ②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

延滞金について
 納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。
 [延滞金の計算方法]
 ○納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
 ○閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
 ○延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
 ○算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原則	令和3年1月1日以後の特例 (延滞金特例基準割合が年7.3% の割合に満たない場合に適用)
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合＋年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合＋年7.3% 上限年14.6%

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。
 ※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。
 ※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

納付場所

第5号様式(その1)(第3片の裏面)、第5号様式(その2)(第3片の裏面)、第5号様式(その3)(納付書の裏面)、第5号様式(その4)(納付書の裏面)及び第5号様式(その5)(納付書の裏面)中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「(租税特別措置法第93条第2項)」を「とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。」に改め、「国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加えた割合です。」を削り、「並びに平成25年12月31日」を「平成25年12月31日」に改め、「期間にかかる延滞金」の次に「並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金」を加える。

第5号様式(その6)(第3片の裏面)を次のように改める。

延滞金について

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

[延滞金の計算方法]

- 納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
- じゆん閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原則	令和3年1月1日以後の特例 〔延滞金特例基準割合が年7.3%〕 の割合に満たない場合に適用
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

納 付 (入) 場 所

第5号様式（その8）（納付書の裏面）を次のように改める。

(納付書の裏面)

この受領証は、重要な証拠となりますから大切に保存してください。

延滞金について

納期限までに完納されないときは、延滞金の納付が必要です。

[延滞金の計算方法]

- 納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、税額に次の表の年当たりの割合をかけて計算します。
- ^{じゆん}閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。
- 延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- 算出された延滞金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

期 間	原則	令和3年1月1日以後の特例 〔延滞金特例基準割合が年7.3% の割合に満たない場合に適用〕
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年7.3%	延滞金特例基準割合+年1% 上限年7.3%
納期限の翌日から1月を経過した日以後の期間	年14.6%	延滞金特例基準割合+年7.3% 上限年14.6%

※延滞金特例基準割合とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。

※法人県民税、法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金（地方税法第65条及び72条の45の2）、平成25年12月31日以前の期間にかかる延滞金並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金の計算は、別の割合が適用されます。

※その他、地方税法に特別の定めのある期間については、それぞれの規定が適用されます。

この払込取扱票の裏面には、何も記載しないでください。

御注意

この払込書は、機械で処理しますので、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。

第7号様式（督促状の裏面）中「平成26年1月1日」を「令和3年1月1日」に、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に、「（租税特別措置法第93条第2項）」を「とは、租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合をいいます。」に改め、「国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加えた割合です。」を削り、「並びに平成25年12月31日」を「、平成25年12月31日」に改め、「期間にかかる延滞金」の次に「並びに平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間にかかる延滞金」を加える。

第38号様式（その1）を次のように改める。

更正 通知書
 法人県民税・事業税・特別法人事業税・地方法人特別税 決定

年 月 日

納税者の所在地及び名称 様

香川県県税事務所長 印

次のとおり更正・決定したので通知します。

事業年度		年 月 日から 年 月 日まで				徴 収 番 号	
事業税・特別法人事業税・地方法人特別税						県 民 税	
(事業税)	区 分		課 税 標 準	税 率	税 額	課 税 標 準	円
	所得割額	年 下 の 金 額 ①	円	%	円	税 率	%
		年 万 円 を 超 え 万 円 以 下 の 金 額 ②				法 人 税 割 額 ①	円
		年 万 円 を 超 え 万 円 を 超 え る 金 額 ③				道 府 県 民 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額 ②	
		小 計 ①+②+③ ④				外 国 開 業 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 又 は 別 規 定 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 控 除 額 ③	
		軽 減 税 率 不 適 用 法 人 の 金 額 ⑤				外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額 ④	
	付 加 価 値 割 額 ⑥				仮 装 経 理 に 基 づ く 法 人 税 割 額 の 控 除 額 ⑤		
	資 本 割 額 ⑦				利 子 割 額 の 控 除 額 ⑥		
	取 入 割 額 ⑧				差 引 法 人 税 割 額 ⑦		
	所 得 割 額 ⑨				既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 法 人 税 割 額 ⑧		
	付 加 価 値 割 額 ⑩				租 税 条 約 の 実 施 に 係 る 法 人 税 割 額 の 控 除 額 ⑨		
	資 本 割 額 ⑪				既 還 付 請 求 利 子 割 額 が 過 大 で あ る 場 合 の 納 付 額 ⑩		
取 入 割 額 ⑫				差 引 ⑦-⑧-⑨+⑩ ⑪			
計 (④又は⑤)+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫ ⑬					均 等 割 額 算 定 月 数 及 び 均 等 割 額 ⑫	月	
平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額 ⑭		円	事 業 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額 ⑮		減 免 の 金 額 ⑬		
仮装経理に基づく事業税額の控除額 ⑯			課 税 免 除 の 金 額 ⑰		既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 均 等 割 額 ⑭		
差 引 ⑬-⑭-⑯-⑰ ⑱			既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 事 業 税 額 ⑲		差 引 ⑫-⑬-⑭ ⑱		
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ⑳			差 引 増 減 額 ⑲-⑳ ㉑		差 引 増 減 額 ⑱+㉑ ㉒		
区 分		課 税 標 準	税 率	税 額	利 子 割 額 に 関 す る 計 算		
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ㉓		円	%	円	利 子 割 額 ⑳		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額 ㉔					控 除 し た 金 額 ㉓		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額 ㉕					控 除 し け れ な か っ た 金 額 ㉔-㉓ ㉕		
計 ㉓+㉔+㉕ ㉖			仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額 ㉖		既 に 還 付 を 請 求 し た 利 子 割 額 ㉕		
差 引 ㉖-㉗ ㉘			既 に 納 付 の 確 定 し た 当 期 分 の 特 別 法 人 事 業 税 額 又 は 地 方 法 人 特 別 税 額 ㉘		既 還 付 請 求 利 子 割 額 が 過 大 で あ る 場 合 の 納 付 額 ㉕ - ㉖		
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方法人特別税額の控除額 ㉙			差 引 増 減 額 ㉘-㉙ ㉚		利 子 割 還 付 額 ㉕ - ㉖		
区 分		不 足 ・ 増 加 税 額	率	加 算 金 額	更 正 ・ 決 定 の 理 由		
加 算 金	(加 重 対 象) 過 少 申 告 加 算 金 ㉛	円	%	円			
	(加 重 対 象) 不 申 告 加 算 金 ㉜						
	重 加 算 金 ㉝						
	加 算 金 額 計 ㉛+㉜+㉝ ㉞		加 算 金 既 決 定 額 ㉞				
	差 引 増 減 額 ㉞-㉟ ㊱		納 付 す べ き 額 ㉛+㉜+㉝+㉞ ㊲				
指 定 納 期 限	年 月 日	納 付 場 所	納 付 書 裏 面 一 覧 表 の と お り				
指 定 納 期 限 以 前 の 延 滞 金 額	事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税 円	県 民 税 円					
注 意	1 税金、加算金及び延滞金は、同時に納めてください。なお、延滞金の計算方法は、納付書裏面に記載してあります。 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、香川県知事に書面にて審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。						

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第38号様式(その1)の改正規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第16条の2の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和3年1月1日以後に支出する寄附金について適用する。

3 改正前の第5号様式(その1)、第5号様式(その2)、第5号様式(その6)及び第5号様式(その8)による用紙は、当分の間、使用することができる。